

市民協働事業提案制度の見直しについて

【課題】

提案書の提出状況を見ると、提案者と担当課の間で十分な話し合いがなされず、提案されている案件が増加傾向にあり、協働をより推進させるために話し合いの場を増加させる必要がある。

【改善(案)】

提出方法について、まず、団体から市と協働で行えば良いという事業提案の仮提出を行っていただく。その後、期間を設け担当課とその事業提案のブラッシュアップを行い、協議を終えた時点で正式提出を行っていただく、2段階方式を検討。

<変更前>

募集期間 4月1日～5月31日(2か月間)

提出期限 5月31日

<変更後>

提案募集期間 6月1日～7月10日(1か月半)

提案書本協議期間 7月11日～8月7日(1か月間)

仮提出期限 7月10日

正式提出期限 8月7日

- 事業を応募したい団体は、仮提出期限である7月10日までに提案書の提出が必要。(提出がされない場合は、その先には進めないものとする)
- 仮提出後、担当課とブラッシュアップを行う期間として1か月を設け、8月7日までに担当課と連名で正式提出。(協議の上、正式提出を行わないということも考えられる。)

【その他】

市の予算を伴うものについて、現在の財政状況を踏まえると新たな予算化は非常に厳しく、新たな予算確保には既存の事業の経費削減(スクラップ)が必須。

⇒そこで、募集要項及び案内に、そのような文言追加を行っていく必要がある。

募集期間について、現在、阪南市行政サービス協働化制度～はなていアクション～と、ほんなん共創事業プランコンペ、そして市民協働事業提案制度と3つの制度が同時に進行しているなか、実施時期を合わせ市民に分かりやすいようにとの意見がある。